

## 第 8 回 一関市・藤沢町合併協議会

平成 22 年 7 月 30 日

(開会 午後 1 時 00 分)

事務局次長：本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 8 回一関市・藤沢町合併協議会を開会いたします。

会議は、公開により進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

本日の出席委員は、協議会規約第 10 条第 1 項に定める定足数に達しておりますことをご報告いたします。

なお、お手元の資料の関係でございますが、いつものように前回の質疑等の要点記録をご配付してございます。

それから 1 枚紙でございますけれども、「合併協定項目協議状況一覧」ということで、今まで提案・確認等されたものについての一覧表をご配付しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以降の会議の進行につきましては、会長、よろしくお願ひいたします。

議長(勝部修・一関市長)：はい、それでは本日は大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、前回提案いたしました協議事項の第 23 号から第 30 号までの 8 件、これについての協議を行います。

それから、次回、第 9 回の協議会でご協議いただきます第 31 号から第 39 号までの 9 件について提案をさせていただくという流れで進めさせていただきます。

それでは、まず前回の協議会で宿題が 1 つございました。

後日、回答するというようにしてございました上下水道の普及率についての説明を事務局からさせますので、よろしくお願ひします。

事務局次長：それでは回答いたしたいと思ひます。

まず、水道普及率と、それから污水处理人口の普及率でございますが、水道普及率につきましては、阿部上下水道部長の方から説明をいたします。

次に、污水处理人口の普及率でございますが、公共下水道の方は市が 30.1%です。

藤沢町にはございません。

それから農業集落排水の方ですが、一関市の方が 4.2%、藤沢町が 5.8%、それから浄化槽の方ですが、個人設置型と市町村設置型合わせまして一関市が 15.4%、それから藤沢町が 25.3%になっております。

それからコミュニティプラントというのがございます。

団地などの集合の住宅で大型の浄化槽を設置する方式なんです、国の補助事業等導入しまして千厩の萩の森団地で設置してあるものです。

これが 0.3%、藤沢町にはございません。

合計しますと一関市は 50%、それから藤沢町が 31.2%という状況になっております。

それから浄化槽の設置の状況なんです、一関市は今までに設置した分ですが、市町村設置型が 948 基、個人型が 3,527 基、あわせて 4,475 基設置しております。

事業費につきましては、本体の設置工事の4割分を国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担をしている状況になっております。

それでは、汚水処理の方は以上でございます、水道普及率の方は、上下水道部長の方からお願いいたします。

阿部照義幹事（一関市・上下水道部長）：水道普及率について説明いたします。

前回の合併協議会におきまして、藤沢町さん96.0%とお話しいたしましたが、藤沢町さんは上水道・簡易水道共に企業会計で行っておりますので、合わせた形での96.0%でございます。

一関の場合は、上水道だけが企業会計でしたので、その分は65.2%でございます。

一関の場合、あと簡易水道を特別会計で行っておりますので、簡易水道の給水人口も加えますと一関の普及率は83.3%となるものでございます。

以上でございます。

議長（勝部修・一関市長）：はい、ただいま事務局から前回の宿題の部分について説明をいたしました。

この件について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい、須藤委員。

須藤節男委員（藤沢町）：1点確認しておきたいんですが、その地域が広域なものですから、そのいろいろ条件が違うんだと思うんです。

その中で地域間のバランスっていうか、極端に差異があるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

普及が進んでいる地域、なかなか進まない地域っていうふうにあるんでしょうか。

阿部上下水道部長（一関市）：合併してからまだ長い年経っておりませんので、バラツキはあります。

極端にというかどうかあれですけども、例えば各地域別に見ますと、1番低いのが室根地域の34.8%というのが1番低い数字でございます。

須藤節男委員（藤沢町）：わかりました。

議長（勝部修・一関市長）：他にございませんでしょうか。

それでは、他になければ次に進みたいと思います。

次第の2の協議に入ります。

協議第23号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

資料につきましては、前回の協議会で提案いたしました。

説明を行っておりますので、早速、意見交換に入っていきたいと思います。

提案内容は、「藤沢町農業委員会の選挙による委員5人でございますが、その委員については市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用して、一関市農業委員会の委員の残任期間引き続き、一関市農業委員会の選挙による委員として在任する。」など提案書のとおりでございます。

それでは、これから協議に入ります。

ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、須藤委員。

須藤節男委員（藤沢町）：続けて申し訳ないんですけども、選挙区の関係なんですけど、現在、一関7つと、それから藤沢町が1つと、合計8ということですが、このただし書きなんですけれども、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は新市において決定する、ということなんですけれども、一関市さんの基本方針としては現行どおりで進行するのかどうか、基本なお考えをお尋ねしたいと思います。

千葉孝幹事（一関市・農林部長）：はい、お答えいたします。

農業委員会法上はですね、各選挙区における委員の定数といいますのは、定数につきましては、選挙人の数に比例して定めるといふふうになっております。

選挙区の設定につきましては、条例で定めることとなりますので、それによって新たに藤沢町さんが加われば、8つ目の選挙区が加わるというのがこれからの流れだろうと、そのように考えております。

議長（勝部修・一関市長）：よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

よろしいですか、はい、それでは他にご意見がないようでございますので、ただいまより表決をいたします。

提案内容について賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

（挙手満場）

議長（勝部修・一関市長）：はい、ありがとうございます。

挙手全員でございます。

協議第23号は原案のとおり可決されました。

次に、進みます。

協議第24号「病院・診療所の取扱いについて」を議題といたします。

提案内容は、「国民健康保険藤沢町民病院事業は、現行のとおりとし、適正な運営と健全な経営が継続されるよう、事業のあり方を新市において検討する。診療所は、現行のとおりとする。」としようとするものでございます。

それでは協議に入ってまいります。

ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

はい、牧野委員。

牧野茂太郎委員（一関市）：一番大事な協議ですから、申し訳ありませんが、もう一度説明をお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（勝部修・一関市長）：はい、では事務局の方から前回の説明内容を。

事務局長：それでは病院・診療所の取扱いについての調整内容でございますが、国民健康保険藤沢町民病院は、現行のとおりとし、適正な運営と健全な経営が継続されるよう、事業のあり方を新市において検討する。

診療所は、現行のとおりとするということです。

それで1ページ目をご覧いただきたいんですが、一関には病院がなく診療所のみです。

それから、診療所の日数とか延べ患者数等についてはご覧のとおりですし、次に職員体制等が出ております。

それから、4として収支の状況等が出ております。

次に、藤沢町の方ですが、病院事業の設置状況ということで、病院と介護施設等が一緒になった形で企業会計の全部適用をされて病院事業を展開しております。

施設の状況等については、施設毎にありますのでご覧いただきたいと思います。

そして、次の3ページになりますが、収支の状況等が出ております。

それで、これは現状なわけですが、こういった中で町民病院の今まで協議した中での調整の考え方について、ご説明をさせていただきます。

1つは、17年度からは医療機能と介護機能を一体的に効率的に運営するとともに、経営基盤の強化を図るべく、病院と介護6事業を統合し、藤沢町民病院事業として地方公営企業法を全部適用しております。

また、平成21年3月には病院事業改革プランを策定しまして、健全な運営が図られている事業であります。

ご案内のとおり、経営状況は4月22日に開催の第1回協議会でも説明申し上げましたが、また、本日配付の資料3ページの(3)にもございますとおり、町民病院が経常利益1,472万円、介護サービス事業が経常利益4,652万7千円で、合わせますと6,124万7千円の黒字を計上しております。

また、21年度の決算見込みにおきまして町民病院が経営利益6,845万円、それから介護サービス事業の経常利益が6,239万円、合わせますと1億3,084万円の黒字が見込まれております。

なお、この経常利益の額は、平成21年3月に策定されました病院事業改革プランに見込んだもので、町民病院の経常利益が2,425万5千円、介護サービス事業の経常利益が9,149万7千円、合わせまして1億1,575万2千円と概ね同額であります。

計画のとおり運営がなされているということがうかがえます。

こうした状況を踏まえまして、新市における当病院事業の運営にありましては、現在の考え方で引き継いでいくことを基本としてまいりたいと考えております。

また、第1回の合併協議会で説明申し上げましたが、本事業にかかる雇用均等についての課題がありまして、新市において検討し、本事業の継続的運営に向けた努力が必要と考えております。

このような考え方から調整項目を考えたものでございます。

以上でございます。

議長(勝部修・一関市長): はい、牧野委員。

牧野茂太郎委員(一関市): はい、ありがとうございました。

それでお尋ねしたいのはですね、今、現在、病院の会計含めてですね、医療と介護は1つになっていると思うんです。

これは、新市になった場合にも、このとおりの運営方法でいくのか、それとも介護と医療は分けるのか、この辺をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

鈴木悦朗幹事(一関市・市民環境部長): 先ほどの事務事業の調整項目の考え方の中でも申し上げましたが、今の藤沢の病院事業につきましては、医療・介護一体のものというような格好で運営されて、今の運営があるのだというふうな考え方でございます。

そういったことを踏まえまして、現行の考え方をまず引き継いでいくということを基本的な考え方としていきたいと思っております。

議長（勝部修・一関市長）：よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

はい、海野委員。

海野正之委員（一関市）：前回、この項目につきまして、今後、事業のあり方を新市において検討するとしている部分について、検討すべき点についてお伺いをいたしました。私は意見として申し上げておきたいと思えます。

そして、検討すべき点についてご回答をいただきましたら、やはりこれまで藤沢町民病院が地域包括医療として上げてきた実績は、大変大きなものがあるというふうに思えますし、その成果を十分に上げてきたというふうに考えます。

従いまして、このような内容につきましては、ぜひ新市においても継続していただきたいし、さらに展開をしていただきたいというふうに思うものでございます。

そのような立場から、今後、中長期に渡りまして安定的な運営の確保はされるようご検討いただきたいと思えます。

特に、この成果を上げてきた大きな点といたしまして、院長の方針が医療と介護両面に渡って、全般に渡って、その方針が全てに行き渡って、そして対応されているというような点が大きいというふうに私は思うものでございまして、そのような体制の、院長の職にある方の方針が全てに行き渡ると、そして効率的な、総合的な運営ができるような仕組みについては堅持をしていただきたいと思えますし、また職員の定数管理ということも1つあるわけですが、その方針については堅持をしながらも、やはりこの医療及び介護を受けられる方々は当然ですが、それに携わる方々も安定して携わっていくことができる体制を、ぜひ今後共検討して、構築をしていただきたいというようにお願いをいたします。

議長（勝部修・一関市長）：はい、今のはご意見として頂戴してよろしいですか。

海野正之委員（一関市）：はい。

議長（勝部修・一関市長）：はい、分かりました。

他にございませんでしょうか。

はい、須藤委員。

須藤節男委員（藤沢町）：意見になるかも知れませんが、それぞれ前者の方々にご賛同の意の内容のお話を承って、大変ありがたいものだなと、そういうふうに思うわけでありませぬ。

ご案内のとおり、藤沢町の政策の大きな柱であったんであります。

そういう意味では保健、あるいはその医療、福祉の地域の包括的なシステムというかですね、そういうものが改めて現代の時代にマッチしているのではないかなと、住民サイドから見ましても、サービス提供を受ける側からも地域に住む者にとって絶対条件になります。

そのことから定住って言いますか、住む人口数がある程度キープしていくっていう、そういうその地域に生きる基本ではないのかなとそういうふうに思えます。

ご案内のように藤沢は、県立病院もありませんし、開業医もないわけでありませぬ。

そういう地理的条件も、あるいは社会的条件もある中での地域医療ということは、これもまた絶対条件になります。

地域政策の根幹でもありますので、改めてご理解を深めていただきたいし、推進をすべきものではないかというふうに地元からもお願いを申し上げたいと思います。

議長（勝部修・一関市長）：はい、ただいまの分もご意見として承りたいというふうに思います。他にございませんか。

はい、三浦委員。

三浦幹夫委員（一関市）：藤沢町民病院が今までこうした大変素晴らしい医療経営をやってきたということはですね、今までの説明なり、あるいは資料を見ますと、自治医科大学との連携の部分が相当あったという説明がありましたけれども、新市に移行した場合にそうした連携の部分がそのまま継続されるものかどうか、そういうような部分を少しご説明をいただきたいなと思います。

議長（勝部修・一関市長）：はい。

鈴木悦朗幹事（一関市・市民環境部長）：いずれ今までの病院経営は、自治医科大学との連携を基に実施、事業が運営されてきております。

冒頭にもお話申し上げましたように、この考え方は基本的にそういったものを踏まえながらといいますか、そういったことを受けながらといいますか、それを大事にしながらやっていかなければならないということでございますので、基本的には、今言ったように、そういった連携を従来どおりと同じ様なものを確保する努力をしながら運営していきたいという考え方でございます。

議長（勝部修・一関市長）：よろしいですか。

はい、他にございませんでしょうか。

はい、小野寺委員。

小野寺恒雄委員（藤沢町）：お願いになりますが、いずれ合併が、スムーズに合併になった時点ですと、病院の名称の件でございますが、いずれ先ほど須藤委員さんがお話したとおり藤沢町民も本町の医療の岩っていいですか、介護の岩ということで、本当に町民が期待している施設でございます。

そういう意味で名称等については、これから合併が決まって、条例等で名称が決まっていくような感じがしておりますが、どうぞ1つは、藤沢町は、どんどんどんどん人口が減ってきている状況でもありますし、本当に病院として、やっぱり患者さんがないと経営としても成り立っていかない部分もあるのかなというふうに予想しているわけですが、ぜひネーミングは、藤沢病院という名前をですね、ぜひ入れていただければな、というふうに思いますし、さっき言いました広域的な取り組みの中で医療を守っていくとすれば、一関市立何とか藤沢病院というような、藤沢町民病院という藤沢の名前をですね、残していただけるような、病院の名称についてご要望申し上げたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（勝部修・一関市長）：はい、そのあたりについては、住民の思いというものも多分にあると思いますので、十分そのあたりは意を用いて決めていきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい、それでは他にご意見がないようでございますので、これより表決をいたします。

提案内容につきまして、賛成の皆さま方の挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): はい、ありがとうございます。

全員挙手でございます。

協議第24号は議決されました。

次に、協議第25号「組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。

提案内容は、「新市の組織及び機構については、一関市の組織及び機構を基本に藤沢町に藤沢支所を設置することとし、合併時まで調整する。」というものでございます。

これから協議に入ります。

ご質問・ご意見等よろしくをお願いいたします。

はい、須藤委員。

須藤節男委員(藤沢町): この地域振興課、それぞれ各支所に設置されてあるようですが、この総称って何かですね、どういう仕事をここで範ちゅうにしているのかですね、あるいはもう一点は、本庁との関係についてどのような仕組みになっているのかお尋ねしたいと思います。

議長(勝部修・一関市長): はい。

村上和広幹事(一関市・企画振興部長): それではお答えを申し上げます。

各支所の地域振興課におかれましては、事務の内容としては総務関係、それから企画関係、あるいは協働の関係、そういったことを中心に行っていただいております、本庁との関係からいきますと協働推進課と関係がございますけれども、いずれ支所総務・企画部門、そういったものを一手に引き受けていただいているというようなことでございます。

それから大きな業務といたしましては、それぞれの地域枠の管理、こういったものもこの地域振興課の方で行っていただいております。

議長(勝部修・一関市長): よろしいですか。

はい、須藤委員。

須藤節男委員(藤沢町): それぞれ各地域です、いろんな企画があるんだろうと思いますけれども、イベント含めてですね、そういうものの取り組みについては、どういうふうな形で取り組まれているのかですね、具体的にお話していただければ理解しやすいなと思います。

村上和広幹事(一関市・企画振興部長): それではお答え申し上げます。

まず、これまでもお話してきておりますけれども、「元気な地域づくり事業」、こういったことにつきまして各支所におきましては、地域振興課が中心となってとりまとめを行っていただいておりますし、事業の推進にあたりまして地域振興課が中心となって、住民の皆さんと一緒に事業に取り組んでいただいているところでございます。

それから、具体的なイベントへの取り組みでございますけれども、例えばそれぞれの地域にいろんなお祭りとかそういったものがあるわけでございますが、そういった場合におきましては、産業経済課の方にお祭りとか、そういったイベントの担当をお任せしております。

職員の体制につきましては、それぞれの支所の出身者、こういった方々が現在は交流

人事でかなり本庁あるいは他の支所等に行っておりますけれども、そういったイベント等におきましては、やはりずっと前から携わってきた地元の職員の方々をお願いするということがかなり有効でございますので、そういった場合につきましては、支所長の方から各職員に対してそういったお手伝いの依頼をしながら、地元のイベントに携わっているところでございます。

議長（勝部修・一関市長）：はい、須藤委員。

須藤節男委員（藤沢町）：ありがとうございました。

問題はですね、地域企画っていうか、地域オリジナルの取り組みについて非常に大事な事業になるんだろうと思うんです。

それで主体的にその支所が取り組まれる状況にあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（勝部修・一関市長）：今、企画振興部長から最初に答弁いたしました「元気な地域づくり事業」というものを今年から始めたわけでございますが、この事業についての、その権限は、全て支所長におろしております。

予算を総額で、どこどこ支所はいくらいくらということを決めて、あとはその中で何個の事業をやるのもその支所の判断、どの事業を選択してやるかも支所長の判断、ただ条件は、事業を計画するにあたっては、地域の住民の方々と十分に話し合いをした上で、その事業を組み立ててくださいと、これが前提条件。

それで今、各支所ともその事業を展開しております。

それぞれ私も移動市長室で全部で4つ、4カ所もう既に終わって、あと8月に2カ所残ってますけれども、実際に現地に行ってみて、実施されている事業を現場で説明を受けたり、その事業に携わっている方々のご意見等も聞いたりしながら状況を把握しているつもりでございますが、現時点では非常に順調にうまくいっていると、このまま推移していけば、必ずや所期の効果は確保できるだろうというふうに認識しております。

今後、この事業は非常に地域づくりっていうんでしょうか、コミュニティの力を強めていくためには非常に有効な手段だと思っておりますので、さらに各支所ごとで行っているものの、今度は横の連携ですね、その、ほかでやっているものを参考にすることによって、さらに効果的にできるんじゃないかとか、あるいは支所単位でやっていたものをより広域的に隣の支所と一緒にやることによって住民のその相互交流がより活発になるんじゃないかとか、さまざまな効果面が期待できますので、そういう展開にうまくいけばというふうに思っております。

いずれ支所のスタッフはですね、機動力が無ければ地域住民のサービス向上になかなか繋がらないと思いますので、その機動力の発揮できるような組織づくり、これをしっかりやっていきたいと思っております。

一関の場合、合併して間もなく今年の秋で5年が、丸5年が経過するわけでございますし、その間ずっと同じ組織でやってきております。

そして、私が市長に就任して、この秋で丸1年ということでございますので、組織について、より良い組織にするために考えるには、1つの良い区切りの時期なのかなと思っておりますので、今後、組織がどうあればいいかというあたりも真剣に考えていきたいというふうに思っております。

はい、須藤委員。

須藤節男委員（藤沢町）：一番大事になってくるのは、その職員の意欲ってというかですね、モチベーションってというか、そういうものに期待するところが非常に高いのではないかなと思うわけです。

どの事業に取り組むにあたって、末端、どの組織というか、例にとって申し訳ないんですけども、農協の合併等々見ましてもですね、末端の支所は、どうもその意欲があまり濃くは見えないうちかですかね、そんな感じしてならないものですから、実態として何か職員の研修なり、そういうもので高めているんだらうと思いますけれども、どうなのかなと、その辺の心配はないということでしょうか。

議長（勝部修・一関市長）：職員の志気の高揚を図るため、さまざまな努力はしておりますけれども、非常に難しい面もございますけれども、目標に向かって努力していくことだけは、これは何としても続けていかなければ駄目なものですから、今、自分が勤務しているその地域についてしっかりとした愛情を持ってですね、自分の担当する仕事に愛情を持って取り組むということに心掛けてもらうように、いろんな場面を通じて、もちろん移動市長室で私が行った時には職員に対する訓示等もありますし、職場を回って歩いてさまざま、特に若手の職員たちの意見を聞く機会もございますし、そういう場面を通じて、事あるたびにそういうことは、これからも言い続けていきたいと考えております。

他にございませんでしょうか。

はい、海野委員。

海野正之委員（一関市）：藤沢町さんでこれまで取り組んでこられた藤沢型農業の対応について、振興公社がそれを受けるといふことの方針だといふふうに聞いておりますが、やはり、それが狙いどおり順調に進ませることは、やはりこの今後の産業振興につきましても、いろいろな問題にも大変重要なことではないかといふふうに考えるわけでありまして、やはりそのためには、合併した場合には新市の市長が、あるいは総合調整権限といふような形になるかどうか分かりませんが、やはり適宜適切に指導助言といふようなものをしていく場合も出てくるのではないかといふように思います。

そういう場合、そういうようなことを想定した場合に、やはり藤沢型農業の進捗状況について、情報っていいですか、いろんな面で分かっていく部署といふようなところが組織として必要ではないかといふように思うわけですが、そういうようなことについては、この組織機構の中でどのようにお考えになっているのかお尋ねをいたします。

村上和広幹事（一関市・企画振興部長）：それではお答え申し上げますけれども、ただいま委員さんからお話あったことについては、誠に重要なことであると認識しております。

合併後のそういった連携を密にしながら、どういった形で取り組んでいくのか、それにつきましては、合併時まで少し時間をかけながら検討をしていきたいと思っておりますのでご了解いただければと思います。

議長（勝部修・一関市長）：いずれ、総合調整機能を今以上に強化していくということは必要だといふ認識でございます。

組織については、合併時までさらに詰めていくという形でございます。

他にございませんでしょうか。

はい、小野寺委員。

小野寺恒雄委員(藤沢町): 私どもの住民活動といいますが、生涯学習というような面から考えてご質問申し上げるわけですが、私どもの、要するに住民運動は、自治振興課が担当しておりますし、防災、それから交通安全等含めて住民運動の活動にも、自治振興課がありますし、生涯学習の面では、いろいろ文化センターとかですね、カルチャーセンターとか、それから図書機能とか、そういう活動をして藤沢町の生涯学習文化課という組織があるわけですが、今回、合併しますと、まずもって一番先にお聞きしたいのは、教育委員会の部局のそれぞれの支所には教育文化課という組織があるわけですが、この教育文化課の仕事の内容等がどういうものか、それぞれの支所での人口の数があると思いますが、どの位の職員が配置されて、どういう仕事をされているのかお聞きしたいと思います。

村上和広幹事(一関市・企画振興部長): 教育文化課につきましては、それぞれの支所に課を設置してございますけれども、まず課長につきましては、今年度からそれぞれの地域振興課の課長が併任をしております。

それで、専属の職員はそれぞれおりますけれども、各支所によって若干相異はございます。

いずれ教育文化課ということで教育委員会の事務に係る部分につきまして、それぞれ担っていただいているところでございます。

議長(勝部修・一関市長): はい、小野寺委員。

小野寺恒雄委員(藤沢町): それから一関市のそれぞれの地区には、公民館という施設もありますし、公民館事業があると思いますが、藤沢町の場合、公民館という名前は2つほどあるわけですが、実質は公民館機能といいますが、そういうものが行われるには生涯学習文化課がそれを担っているわけですが、公民館とその教育文化課のかかわりですね、それはどういうふうに理解すれば良いのかお聞きしたいと思います。

村上和広幹事(一関市・企画振興部長): 公民館につきましても教育委員会の部局の中に設置してあるものでございますので、その辺は連携を密にしながら公民館活動につきましても実施しているところでございます。

議長(勝部修・一関市長): よろしいですか。

小野寺恒雄委員(藤沢町): はい。

議長(勝部修・一関市長): はい、他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

はい、それでは他にご意見がなければ、これから挙手により表決をいたします。

協議第25号の「組織及び機構の取扱いについて」、賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): はい、ありがとうございます、挙手全員でございます。

協議第25号は議決されました。

続きまして、協議第26号に移ります。

協議第26号「行財政改革について」でございます。

提案内容は、「行政課題や多用な市民ニーズに的確に対応できる持続可能な行財政基盤の確立を図るため、合併後に行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行財政改革を

推進する。」というものでございます。

それでは協議に入ります。

ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

はい、須藤委員。

須藤節男委員(藤沢町): 一関市さんの行革の審議会の答申等も見させていただいたんですけども、その中で一番目に市民本位の行政運営の推進ということで、広く市民の意見をお聞きになるというふうになっているようですが、いわゆる自治、地域の自治というかですね、住民参加というか、そういうものがとても求められているのではないかなと、今の時代ですね、そういう思いがあるものですから、意見を、うちの場合ですと自治会活動の延長線があつたり、あるいはまちづくり審議会等々があつたりして、意見を収集する仕組みにあるんですけども、一関市さんはどのような方法で全体を吸い上げ、とりまとめをしているのか、その辺をお尋ねしておきたいと思います。

下村透幹事(一関市・総務部長): 一関市にありましては、住民の声を吸い上げるものにつきましては、さまざま計画を立てる際には、パブリックコメントを実施したり、あるいは市民アンケートを実施する、あるいはワークショップによっていろいろご意見をまとめていくということをしておりますし、また住民懇談会につきましても開催しているところでございます。

また、行財政改革推進審議会もそうですけれども、そういう審議会の委員さんの中に各団体の代表とか知識経験者の代表の方もおりますけれども、その他にまちづくりスタッフバンク、こういうものに登録していただきまして、その中から委員さんを選ぶというふうな形で、さまざまな住民の方の声を吸い上げて施策等に反映させていくということに取り組んでいるところでございます。

議長(勝部修・一関市長): よろしいですか。

若干補足いたしますけれども、市民の方々からは最近「市長へのひとこと」というものが届いております、あれは、全部目を通して、すべて返事をするということにしております。

ただ、あまり件数が多いものですから出張先に持って歩いて、そこからハガキに書いて出すということもあつたりして、そういうこまめな対応も必要かと思っております。

他にございませんでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、その他ご意見がなければ、挙手により表決をいたします。

提案内容につきまして、賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): ありがとうございます。

協議第26号は議決されました。

次に、協議第27号「納税貯蓄組合補助について」議題といたします。

提案内容は、「納税貯蓄組合に対する補助金等は、新市において調整する。」というものでございます。

協議に入ります。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝部修・一関市長): よろしいですか。

それでは、ご意見ございませんようですので、挙手により表決をいたします。

協議第 27 号納税貯蓄組合補助について、賛成のみなさんの挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): はい、ありがとうございます、挙手全員でございます。

協議第 27 号は議決されました。

続きまして、協議第 28 号に移ります。

協議第 28 号は、「高齢者福祉事業」についてでございます。

提案内容は、「老人クラブ助成は、合併次年度から一関市の制度に統一する。」など提案書のとおり内容でございます。

協議に入ります。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(勝部修・一関市長): それでは、ご意見等がないようでございますので挙手により、表決をいたします。

協議第 28 号の高齢者福祉事業について、提案内容について賛成のみなさんの挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): ありがとうございます、挙手全員でございます。

協議第 28 号は議決されました。

続きまして、協議第 29 号に移ります。

「上下水道事業について」でございます。

提案内容は、「水道料金及び水道分岐負担金・加入金については、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。」など、提案書記載のとおりにしようとするものでございます。

協議に入ります。

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(勝部修・一関市長): それでは、ご意見がないようでございますので、これから挙手により表決をいたします。

協議第 29 号上下水道事業について、提案内容につきまして賛成のみなさんの挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): ありがとうございます、挙手全員でございます。

よって協議第 29 号は議決されました。

次に、協議第 30 号「奨学金貸付事業について」を議題といたします。

提案内容は、「奨学金貸付事業については、合併次年度から一関市の制度に統一する。」など提案書記載のとおりにしようとするものでございます。

それでは協議に入ります。

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝部修・一関市長): よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問ございませんようなので、これから協議第30号について、挙手により表決をいたします。

提案内容について賛成のみなさんの挙手をお願いいたします。

(挙手満場)

議長(勝部修・一関市長): はい、ありがとうございます、挙手全員でございます。

協議第30号は議決されました。

それでは、続きまして次第の3番に移りたいと思います。

次第の3、提案事項でございます。

まず協議第31号「各種検(健)診事業について」、内容は、「各種検(健)診事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。」というものでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長: それでは協議第31号、各種検(健)診事業の取扱いについて、協定項目22-4について提案をいたします。

各種検(健)診事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

平成22年7月30日提出、一関市・藤沢町合併協議会 会長 勝部 修。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

両市町の検(健)診等の状況について、記載をしております。

1が乳幼児健診事業です。

(1)が乳幼児健診につきましては、1か月児の健康診査は、両市町とも医療機関での個別健診、3～4か月児健康診査は、両市町とも医師等による集団検診ですが、一関市は6か月児健康診査を個別健診によるほか、藤沢町は7か月児健康診査をそれぞれ実施しております。

9～10か月児は、一関市が健康相談、藤沢町が健康診査、1歳児の健康診査は一関市が医療機関での個別健診、それから藤沢町は集団健診、それから1歳6か月と3歳児健康診査は両市町とも集団健診を実施しておりますが、藤沢町のみでフッ素塗布を行っております。

それから(2)の乳幼児歯科健診につきましては、2歳6か月児は、歯科医師による歯科健診とフッ素塗布を両市町が実施しておりますが、4歳児・5歳児の歯科健診による歯科健康診査、それから6歳児の歯科医師による臼歯シーラント補填は、一関市のみで実施しております。

続きまして2ページですが、妊婦健康診査です。

妊婦検(健)診の 妊婦一般健康診査は回数が14回、医療機関に委託の方法で行っております。

それから 妊婦子宮頸がん検診も両市町同様に実施しておりますが、両市町同様に実施しておりますが、妊婦歯科検診は一関市のみが実施しております。

それから3の成人検(健)診事業でございますが、(1)の循環器系健康健診につきまし

ては、 が 19 歳～39 歳までの方を対象とした若年者健康診査は、一関市のみで実施しております。

の特定健康診査、 の後期高齢者健康診査、 の肝炎ウイルス検診は両市町同様となっております。

次に、ガン検診でございますが、 の胃がん、 の大腸、 の肺がん、 の乳がん、 の子宮がん、 の前立腺がん、それから の乳がん検診による超音波検診の有効性を検証するための比較試験を厚生労働省の対がん総合戦略研究事業として平成 23 年度まで実施しております。

これらの成人検診は、同じ事業を実施しておりますが、検診の対象者とか、あるいは集団とか個別の検診方法、それから内容、個人負担、それから診療機関等に両市町に相異があります。

詳細につきましては、4 ページから 5 ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして 3 ページですが、4 の一日人間ドックにつきましては、一関市は対象が 30 歳以上となっております。

藤沢町は、35 歳以上の国保加入者となっております。

検診方法、検査機関も両市町同様となっております。

自己負担は、一関市が国民健康保険の加入者、それから年齢区分によって設定しておりますが、藤沢町は一律 2 万円となっております。

脳ドックは、一関市のみで実施しております。

それから 6 の成人歯科健診等につきましては、一関市が 40 歳・50 歳・60 歳・70 歳のその節目の方を対象に実施しております。

負担金は 700 円ですが、無料となる方につきましては 70 歳以上の方とか生活保護等々、それから満 50 歳の方、それから前年度市民税が非課税の方、それから 65 歳以上の後期高齢者医療費保険者証の受給者となっております。

検診機関は、契約している歯科医療機関となっております。

一方、藤沢町は 40 歳以上の方が対象で、歯周病検診を岩手県予防医学協会に委託しております。全額自己負担で 950 円となっております。

それから 7 の家庭訪問歯科診療は、一関市のみで実施しております。市内に住んでいる方で、在宅寝たきりの方を対象に歯科健診 1 回、治療 4 回までを限度に医師と補助者が自宅を訪問して実施しております。

以上が提案内容でございます。

よろしく願いいたします。

議長（勝部修・一関市長）：ただいま、事務局から説明いたしました。何かご質問ございましたらよろしく願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝部修・一関市長）：ございませんか。

なければ、次回の協議会で意見交換を行い、協議をしたいと思っております。

次に進みます。

協議第 32 号でございます。

「在宅身体障害児（者）一時介護事業について」でございます。

内容は、「在宅心身障害児（者）一時介護事業は、合併次年度から一関市の制度を適用する。」としようとするものでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長：それでは協議第 32 号ですが、「在宅心身障害児（者）一時介護事業について」ということで、協定項目 22 - 5 です。

次のとおり提案する。

在宅心身障害児（者）一時介護事業は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

1 ページをお開き願います。

一関市のみで実施しておりますので、その内容をご説明いたします。

申請のあった利用者の方に、1 人 1 カ月当たり 2 千円に相当するレスパイトサービス利用券を交付するものです。

利用者は、サービスを利用するごとにその利用料金の 2 分の 1 以内で、かつ 1 時間当たり 400 円以内の利用券を使用できます。

対象となる方は、在宅で保護者による介護を必要とする療育手帳 A の交付を受けている方となっております。

この事業は、自立支援法に基づいて公的支援を受けない時間帯となっております。

例えば、知的障害施設に、8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯の施設に行った場合、その時間以外に利用できるという内容となっております。

それからレスパイトサービスという言葉ですが、心身の障害児をもつ親、あるいは家族を一時的に介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減するための援助ということでございます。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。

議長（勝部修・一関市長）：ただいま、事務局から説明をさせましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝部修・一関市長）：よろしいですか、ございませんか。

それでは、次回の協議会で意見交換を行い、協議をしたいと思えます。

次に進みます。

協議第 33 号でございます。

「重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当について」内容は、「在宅寝たきり高齢者等介護手当は、合併次年度から一関市の制度に統一する。」など提案書記載のとおりでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長：それでは協議第 33 号ですが、重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当について、協定項目 22 - 6 です。

次のとおり提案する。

1 在宅重度障害者家族介護慰労手当は、差異がないので、現行のとおりとする。

2 在宅寝たきり高齢者等介護手当は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

1 ページをお開き願います。

在宅重度障害者家族介護手当につきましては、一関市・藤沢町とも同様となっております。

事業内容につきましては、在宅重度障害者 20 歳～65 歳未満で、特別障害者手当該当程度の方であって、過去 1 年間一定の福祉サービスを利用しなかった方の介護者を慰労し、その負担軽減を図るための手当を支給するものであります。

2 の在宅寝たきり介護者等介護手当給付事業費につきましては、一関市は、在宅で暮らす寝たきりの高齢者等と同居し、介護を行っている家族の負担の軽減をするため、介護をしている方に介護手当の支給をするものであります。

月に 1 日でも在宅すれば、その月分は支給されます。

対象は、要介護 4、5 の認定を受けている方でございます。

手当は月 5 千円で、平成 21 年度の支給実績は 3,250 万 8 千円となっております。

また、対象者は平成 22 年 4 月 1 日現在で 590 人となっております。

一方、藤沢町は要介護 4、5 の認定を受けている方で、概ね 65 歳以上の町民税非課税世帯にある寝たきり高齢者等を常時介護している方となっております。

在宅日が 15 日未満の分につきましては、その月の支給は行っておりません。

手当は月額 5 千円で、平成 21 年度の支給額は 46 万 5 千円となっております。

対象者は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 7 人となっております。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。

議長（勝部修・一関市長）：ただいま、事務局から説明をさせましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、牧野委員。

海野正之委員（一関市）：対象人数ですが、一関の 590 人に対して 7 人というのは、少なすぎるといいですか、その辺もし何かありましたらお願いします。

齋藤昭彦幹事（一関市・保健福祉部長）：ただいまご説明いたしましたとおり、要点のところ、例えば一関市は、月 1 日でも在宅日があれば支給対象と、藤沢町の場合は、現在、在宅日が 15 日未満の方には支給は行わないという形で、対象が藤沢町の方は狭くなっていると、後は下の方に、対象者のところを書いてございますけれども、非課税世帯にあたる方ということで、所得のところでも多少対象者の制限をしているというようなことによって、対象者数がこの数字になっているというふうに理解をさせていただきます。

議長（勝部修・一関市長）：はい、牧野委員。

海野正之委員（一関市）：ありがとうございます。

これがですね、一関の制度に統一した場合、藤沢町の対象になる人数の見込みは、はじき出しているのでしょうか。

齋藤昭彦幹事（一関市・保健福祉部長）：現在、支給要件を一関と同じようにいたした場合の対象者を約 65 名というふうに見込んでございます。

議長（勝部修・一関市長）：よろしいですか、ほかにございませんでしょうか。

はい、それでは、ほかになければ、次回の協議会で意見交換、協議を行いたいと思います。

次に協議第 34 号に移ります。

「医療費助成について」でございます。

内容は、「医療費助成事業は、合併時に一関市の制度に統一する。」というものでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長：それでは協議第 34 号ですが、医療費助成事業について、協定項目 22 - 8 です。

次のとおり提案する。

医療費助成事業は、合併時に一関市の制度に統一する。

1 ページ目をお開き願います。

乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療給付費について説明いたします。

これは医療機関にかかった場合に、医療保険以外の自己負担分を助成している事業でございます。

(1)の乳幼児につきましては、対象が両市町とも就学前までの児童となっております。

所得制限と自己負担につきましては、一関市は、県基準を超えている部分は、市が単独助成しておりますので、就学前まで負担はありません。

藤沢町は、県基準に準じておりますので、3歳児未満児及び主たる生計維持者の住民税非課税の方は負担がありませんが、それ以外の方は負担があります。

支給実績については、ご覧のとおりでございます。

それから(2)の妊産婦につきましては、対象が妊娠5カ月に達した月の初日から出産日の翌月末日までの方が対象で、所得制限、自己負担は県基準に準じており、両市町同様となっております。

平成20年度の支給実績ですが、ご覧のとおりでございます。

それから(3)の重度心身障害者は、対象者が身障手帳1級・2級の方、それから障害基礎年金1級、それから特別児童扶養手当1級、療育手帳Aの方で、所得制限、自己負担はどちらもあり、両市町が同様となっております。

ただし、乳幼児医療給付と同じように住民税非課税は両市町同じですが、一関市は就学前まで、藤沢町は3歳児までは負担がありません。

これは、乳幼児医療制度が一関市が就学前児童まで、藤沢町が3歳児までそれぞれ無料となっていることによるものでございます。

支給実績はご覧のとおりでございます。

続きまして、次のページですが、母子家庭等の医療給付等につきましては、(1)が母子家庭につきまして、対象が配偶者のいない女子で18歳に達する日以降に最初の3月31日までの間にある児童を養育する者とその児童、それから父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童となっております。

制限所得は、県基準に準じておりますが、自己負担は、一関市が乳幼児医療制度同様に住民税非課税者と就学前児童までが無料となっております。

藤沢町は、乳幼児医療同様に住民税非課税者の方と3歳児までは無料となっております。

平成20年度の支給実績はご覧のとおりでございます。

それから(2)の父子家庭につきましては、両市町とも単独で補助をしております、配偶者のいない男子で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に児童を養育する者、それからその親・児童となっており、所得制限も県基準に準じており、両市町同様

となっております。

自己負担は、一関市が住民税非課税者かあるいは就学前児童まで自己負担がなく、藤沢町は同じ非課税で3歳児までがありません。

支給実績につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。

議長（勝部修・一関市長）：ただいま、事務局から説明がございました。

何かご質問ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（勝部修・一関市長）：なければ、次回の協議会で意見交換・協議を行いたいと思います。

次に進みます。

協議第35号「福祉乗車券について」でございます。

内容は、「福祉乗車券は、合併次年度から一関市の制度を適用する。」というものでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長：それでは協議第35号、福祉乗車券について、協定項目22-10。

福祉乗車券について、次のとおり提案する。

福祉乗車券は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

1ページをお開き願います。

この事業は、一関市のみ実施しております。

事業の概要につきましては、対象者がとして、重度障がい者の方で自動車税、それから軽自動車税の減免を受けている方は対象外となりますが、対象になる方は、身体障害者手帳1級又は2級、それから知的障害者の療育手帳A、それから精神障害者保健福祉手帳1級、精神障がいによる障害年金1級を受給されている方となっております。

として、80歳以上の一人暮らしの高齢者の方は、市民税非課税の方となっております。

助成内容は、市と契約を交わしたその事業者が運行するバス、タクシーで利用できる乗車券を申請された対象者に交付しております。

助成額は、乗車券が100円券と10円券の2種類ありまして、月額千円を申請した月から年度末分まで一括して交付しております。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。

議長（勝部修・一関市長）：はい、ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝部修・一関市長）：よろしいですか。

それでは、なければ次回の協議会で意見交換、協議を行います。

次に進みます。

協議の第36号「商工業振興助成について」でございます。

内容は、「中小企業事業資金融資は、合併時に一関市の制度に統一する。」など提案書に記載のとおりでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長：それでは協議第 36 号「商工業振興助成について」協定項目 22 - 14 です。

次のとおり提案する。

- 1 商工会議所、商工会への助成は、現行のとおりとする。
- 2 中小企業事業資金融資は、合併時に一関市の制度に統一する。なお、合併前に藤沢町の制度により適用した利子補給等の助成は、現行のまま一関市に引き継ぐ。
- 3 企業誘致奨励制度は、合併時に一関市の制度に統一する。

1 ページ目をご覧いただきたいと思います。

1 の商工会議所及び商工会への助成につきましては、平成 22 年度ですが、一関市の商工会議所補助金が 4,391 万 2 千円、藤沢町の商工会補助金が 285 万円となっております。

一関商工会議所の会員数が 2,593 人で、職員数が 42 人となっております。

藤沢商工会の会員数は 180 人で、職員数が 4 人となっております。

2 の中小企業事業資金融資につきましては、目的が両市町とも中小企業の振興・育成のための事業資金の融資を実施しております。

一関市は金融機関の預託金額が 5 億 600 万円で、融資枠はその 10 倍で 50 億 6 千万円となっております。

貸付限度額は運転資金、設備資金、経営安定資金はそれぞれ 2,500 万円、開業資金が 1,250 万円、運転・設備・経営併用が 3,750 万円となっております。

貸付期間は、運転、開業資金が 7 年以内、経営安定資金が 10 年以内となっております。

設備資金につきましては、1,250 万円以内が 7 年以内、同資金の 1,250 万円超が 10 年以内となっております。

藤沢町は預託金額は 1,500 万円で、融資枠が 1 億 5 千万円となっており、貸付限度額は運転・設備資金とも 1,250 万円となっております。

貸付期間は、運転資金額が 5 年、設備資金が 7 年以内となっております。

両市町の貸付利率とか利子補給等についてはご覧のとおりとなっております。

次のページですが、3 の企業誘致奨励制度(1)のハード整備への補助金、企業立地促進奨励事業費補助金につきましては、対象経費が用地取得費、造成工事費、それから構築物等の建設費、機械・設備等の償却資産の取得費となっており、対象職種は製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所となっており、両市町同様となっております。

一関市の補助額につきましては、 から までは市からの補助に対して県負担があるものです。

の新規雇用 5 人以上かつ固定資産投資額が 5 千万以上、それから の新規雇用が 10 人以上かつ固定資産投資額が 1 億円以上の場合には、指定地域が投資額の 15% 以内の補助金を交付します。

そのうち県が 5 % あります。

その他の地域は 10% 以内、これも同じ県補助があります。

ただし、販売開始している一関東第二工業団地の用地取得につきましては、30% 以内を補助することとしております。

なお、限度額は 3 億円となっております。

ここで指定地域というのは、真柴、真柴第二、上油田第二、大久保、一関東第二の各

工業団地となっております。

の新規雇用 25 人以上かつ固定資産投資額 1 億円以上の場合には、全市域が 20%以内で、うち県補助が 10%となっております。

と は、平成 22～23 年度に限定した事業でございます。

それから市単独の事業ですが、新規雇用 5 人以上かつ固定資産投資額が 1 千万円以上の場合には、市全域で 10%となっております。

この対象業種は、IT 産業とか自然科学、機械設計等となっております。

次に、藤沢町の補助額は、が新規雇用 5 人以上かつ固定資産投資額が 5 千万以上の場合は、町全域が 10%以内、同じように県負担が 5%となっております。

の新規雇用 10 人以上かつ固定資産投資額が 5 千万以上の場合には、町全体が 20%、それから県負担が 10%となっております。

限度額は 3 億円となっております。

それから の新規雇用 25 人以上 1 億円以上の投資の場合には町全体が 30%で、県がそのうち 15%となっております。

と は、一関と同様に平成 22、23 年度に限定となっております。

それから の町単独のものはございません。

それから次のページになりますが、(2)の岩手県の企業立地促進資金貸付を利用する場合の利子補給補助は、一関市のみで実施しております。

それから(3)の税の優遇制度につきましては、一関市におきましては、固定資産税の減免、企業設備投資奨励補助金による優遇措置があります。

農工地区、それから過疎地域、それからそれ以外の地域によってご覧のとりの助成額があります。

ご覧いただきたいと思います。

それから藤沢町におきましては、固定資産税の減免、不均一課税による優遇措置があります。

農工地区・過疎地域、町全体が指定されておりますが、これらの課税免除等がございますのでご覧いただきたいと思います。

それから の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除等については、一関市のみで実施しております。

以上で提案説明とさせていただきます。

議長(勝部修・一関市長): ただいま事務局から説明させました。

何かご質問ありましたらお願いいたします。

はい、菅原委員。

菅原啓祐委員(一関市): この企業立地促進奨励事業補助金の今までの利用率は、どの程度になっておりましたか。

議長(勝部修・一関市長): はい、事務局。

事務局長: すみません、資料を持ち合わせておりませんので、次回にお知らせしたいと思います、すみません。

議長(勝部修・一関市長): それでは、次回に資料を提出させていただきます。

他にございませんか。

はい、それではほかになければ、この協議第 36 号につきまして、次回の協議会で意見交換、協議を行いたいと思います。

次に、協議第 37 号「雇用促進・勤労者対策について」でございます。

内容は、「雇用対策、離職者対策、勤労者対策及び職業訓練は、合併時から一関市の制度を適用する。」というものでございます。

事務局から説明をさせます。

事務局長：それでは、協議第 37 号ですが、雇用促進・勤労者対策についてということで、協定項目 22 - 15 です。

雇用対策、離職者対策、勤労者対策及び職業訓練は、合併時から一関市の制度を適用する。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

両市町の現状を載せております。

1 の雇用対策につきましては、(1)雇用対策事業補助金は、新規高卒者の地元就職を促進するため、両磐地区への就職を希望する高校生のガイダンス、それから企業と就職担当の先生との情報交換など一関商工会議所が事業主体となって行っております。

平成 22 年度ですが、一関市では 44 万 5 千円、それから藤沢町では 2 万 5 千円の補助金を交付しております。

それから、(2)の新規高卒者ふるさと就職支援事業補助金は、一関市のみ実施しており、市内の事業所が平成 22 年 3 月に卒業した高校生を採用した事業所が新規高卒者に対して行う研修等人材育成費用に対して補助しているものです。

平成 22 年度の予算額が 1,600 万円で、1 事業所当たり 20 万円を限度に実績額に応じて助成しております。

次に、2 の離職者対策ですが、離職者対策資金利子補給金は、岩手県離職者対策資金の貸付を受けた者に対する利子を補給しているものであります。

内容をご覧のとおりで、両市町同様となっております。

次のページをお開き願います。

3 の勤労者対策として、一関市のみ実施しております勤労者生活安定資金貸付事業には、生活安定資金、それから住宅資金、教育資金の 3 種類があり、預託金の 4 倍までが融資枠となっております。

詳細はご覧のとおりでございます。

4 の職業訓練ですが、一関市のみで実施しております。

(1)の新規学卒者、それから求職者研修事業として が情報化研修、これは一関職業訓練協会へ委託して実施しております。

市は費用を助成しておりますし、 の品質管理研修につきましては、一関市が直接行っております。

(2)の求職者就職支援職業訓練事業補助金につきましては、雇用・能力開発センター、または岩手県から委託を受けまして、職業訓練協会が実施しております。

市では費用の一部を助成しております。

以上が提案説明でございます。

議長(勝部修・一関市長)：はい、ただいま事務局から説明させましたが、何かご質問ございませ

たらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(勝部修・一関市長): はい、なければ、それでは次回の協議会で意見交換、協議を行いたいと思います。

次に進みます。

協議第 38 号「観光振興助成について」でございます。

内容は、「観光イベント等助成事業は、新市において事業内容を精査し、助成のあり方を検討する。」など提案書記載のとおりでございます。

事務局から補足説明をさせます。

事務局長: それでは協議第 38 号ですが、観光振興助成についてということで、協定項目 22 - 16。

1 観光イベント等助成事業は、新市において事業内容を精査し、助成のあり方を検討する。

2 観光協会等への助成は、新市において活動内容等を精査し、助成のあり方を検討する。

1 ページ目をご覧いただきたいと思います。

両市町の現状でございます。

1 の観光イベント等助成事業は、一関市では一定額を助成し、新たな観光客の誘致と地域の活性化を図っております。

なお、イベント毎の助成額はご覧のとおりです。

藤沢町は、野焼祭は平成 22 年度の総予算が 670 万円ですが、町からの助成金はありません。

参考にもあるとおり、平成 18 年度までは町からの補助がありましたが、平成 19 年度からはなくなっております。

次のページですが、2 の観光協会への助成です。

一関市には 5 地区に観光協会があり、平成 22 年度の補助金は、ご覧のとおりでございます。

藤沢町は、平成 19 年度から、町からの補助は行っておりません。

会員からの会費によって運営をしております。

以上が提案説明でございます。

議長(勝部修・一関市長): ただいま事務局から補足説明ありましたが、何かご質問ございましたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(勝部修・一関市長): なければ、次回の協議会で意見交換、協議を行いたいと思います。

次に進みます。

協議第 39 号でございます。

「新市基本計画 第 1 章から第 3 章まで」でございますが、事務局から補足説明をさせます。

事務局長: はい、それでは協議第 39 号ですが、新市基本計画、本日は 1 章から 3 章までについて

ですが、協定項目 23 について提案をしたいと思います。

それでは資料の 1 ページの前の目次をご覧いただきたいと思います。

ページ数が多いので、2 回に分けて提案をさせていただきます。

本日は、先ほどもありましたように 1 章から 3 章まで、それから 10 回に残りの 4 章から 8 章の財政計画まで提案したいと思っております。

そして 11 回の協議会で協議をしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、新市基本計画の構成について説明をいたしますので、目次をご覧いただきたいと思います。

1 章は序論ということで、合併の必要性とか計画作成の方針、それから 2 章が新市の概況ということで、5 項目の現状を示しながら 6 として主要指標の見通しということで人口等について触れております。

それから第 3 章が、まちづくりの基本方針、将来像を示しながらそれを実現するための基本目標、それからまちづくりの方向性等についてうたっております。

それから第 4 章ですが、新市の主要施策ということで、1 から 5 までの基本目標があります。

基本目標ごとに主要施策があります。

そして、第 5 章が計画の推進、第 6 章が新市における県事業ということで、県の役割とそれから県事業について記載をいたします。

それから第 7 章が、公共施設の統合整備の考え方等について記載をいたします。

第 8 章が財政計画ということで、計画作成にあたってと歳入、歳出、それから財政計画、こういった構成になっております。

それではちょっと長くなりますが、説明をさせていただきます。

1 ページの第 1 章の序論ですが、1 の合併の必要性ということです。

(1)が暮らしやすい地域をつくるためにということで、が広域化する人々の暮らしや経済活動を支えるということで、非常に私たちの生活やあるいは経済活動の範囲というのは、行政区域を越えてきているということで、平成 17 年には 7 つの市町村が合併しまして、現在の一関市が誕生しております。

今回、協議しております一関市と藤沢町は、歴史的にも地理的にも結びつきが強いということで、いろんな交流も活発に行われております。

そして今回、その合併によって広域的な活動を支え、一体的な行政サービスを提供していく必要があるということが出ております。

それから、の安全で快適な生活環境を確保するということで、治水事業の促進、それから道路交通網の整備とか上下水道や公園の整備、それから情報通信分野の整備など安全で快適な生活環境を整えていくために、広域的な視点によって計画的かつ重点的なまちづくりを進めていくことが必要ですということが出ております。

それから 2 ページですが、自主・自立の地域をつくるためにということで、が地域活力の向上ということで、特に産業経済について触れております。

農業につきましては、強固な農業構造への転換とか、あるいは工業についても東北地方に自動車関連産業の集積があり、工業振興の好機というふうに捉えておりますし、商

業につきましても歴史・文化等地域の特色を活かした魅力ある商店街の形成、観光の振興、それから雇用情勢等について記載をしております。

の地方分権時代に即応した自治能力を強化するという一方で、地方分権時代に対応していくために行政基盤を強化していかなければならないということが出ております。

として効率的・効果的な行政基盤を確保するという一方で、限られた財源を効率的・効果的に運用していく必要があるということがございます。

それから次の4ページですが、(3)の社会の変化に対応していくためにということで、が多様化・高度化する住民ニーズに応えるということで、将来に渡ってこれらに柔軟に対応できる体制を整えていく必要があるということです。

として少子高齢、それから人口減少社会に対応するためということで、高齢者福祉や子育てサービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくためには、合併によりさらに効率的、一体的なサービス提供体制を構築していくことが必要ですということをお話しております。

5ページですが、2として計画作成の方針ですが、これは第7回の協議会においてお示しして、協議をしておりますので、割愛をさせていただきます。

続きまして6ページですが、第2章として新市の概況です。

1の位置から地勢、それから沿革、それから3の面積・土地利用ということで、特に両市町合わせますと面積が1,256.25平方キロメートルになりまして、県内2番目の面積になります。

次の7ページが土地の利用状況について記載しておりますし、面積割合等も円グラフで出しております。

4の人口・世帯ですが、両市町合わせますと17年の国政調査ですが13万5,722人で、盛岡市に次いで第2位という人口規模になります。

8ページですが、年齢3階層別の人口ということで、高齢化が全国平均あるいは岩手県平均を上回っている状況です。

世帯数は推移、横ばいというふうに出しております。

産業につきましては、産業別就業者数が出ております。

17年度を見ますと、1次、2次が減少し、3次産業が増加している状況になっております。

9ページですが、(2)の純生産額ということで、ここ10年程減少傾向が続いているということが出ております。

(3)の農業につきましては、18年度の農業産出額は301億円で、県内では第1位となっております。

10ページですが、工業が出ております。

出荷額等が出ておりますし、次が(5)が商業、(6)が観光というふうに出しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に12ページですが、主要指標の見通しということで、人口についての見通しを記載しております。

平成24年には12万7千人、平成27年には12万3千人程度と、それから高齢化率も進みまして平成24年が30.9、平成27年が32.8%というふうに見通しを立てております。

就業人口につきましては、平成 27 年の構成比では第 1 次産業が 15.2%、第 2 次が 31.3%、第 3 次が 53%程度になると見通しております。

13 ページの第 3 章ですが、まちづくりの基本方針ということで、1 の将来像ですが、「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」ということで、まちの主役は市民一人ひとりです、という基本的な考え方に基きまして、私たちは一人ひとりが生き生きと輝き、一丸となって活力と魅力あるまちづくりに取り組みます。

そしてみんなが快適に働き、学び、遊び、憩い、笑顔の絶えない幸せな暮らしができる地域社会の形成を目指します。

こんな願いを込めまして、「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を将来像に掲げました。

この将来像につきましては、市民の方あるいは行政が共通認識をもった形で進めていきたいというふうに考えております。

その基本的な考え方ですが、「人」が輝く協働のまちづくり」ということで、まちづくりの主役である市民一人ひとりが互いに尊重しあいながら、市民誰もが夢と希望を持ち、それぞれ満足できる人生を送ることができるまちづくりを進めていきます。

すべての市民が手をつなぎ、共に考え、行動する協働のまちづくりを進めていきます。

「一体感」の醸成で新たな創造のまちづくり」ということで、一体感の醸成を図りながら、新たなコミュニティ、豊かな文化を創造していきたいと考えております。

14 ページですが、「活力」ある賑わいのまちづくり」ということで、市民主体の多様な活動を促進しながら、人が集う賑わいと活力のあるまちづくりを進めていきます。

2 が基本目標です。

先ほどの将来像を実現していくための基本目標として次の 5 つを掲げております。

1 が「地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり」ということで、1 つは将来にわたって持続的に成長する経済活動の経済基盤の確立、それから多様な雇用の場の創出、そして活力に満ちた魅力あるまちづくりを目指していくということです。

それから 2 つ目の ですが、観光振興など交流人口を増大させながら賑わいと活力があるまちづくりを目指していきます

2 の「みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり」ということで、共に支え合う地域社会を構築するとともに、不安を感じない、安心して生活が営めるまちづくりを目指していくということです。

災害に強い都市機能の整備を推進するとともに、市民、地域、行政が一体となった安全・安心のまちづくりを目指していきます

3 として「人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり」ということで、市民一人ひとりが夢と希望を持ちながら、心のゆとりや豊かさを感じる新市の文化を創造していきます

15 ページにいきまして、将来を担う子どもたちが、心豊かな人間に成長できる教育環境の整備を進めるということ等が出ております。

4 の「人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり」ということで、地域内外との交流連携活動を促進するとともに、人やもの、情報の交流のためのそれを促進するための基盤整備をしていくということが出ております。

交流連携を促進する市民活動をより活発化させながら、市民一人ひとりが人とのつながりを感じるまちづくりを目指していきます

5として「水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり」ということで、貴重なふるさとの財産、豊かな自然ですが、それを確実に次世代へ引き継ぎながら、自然と調和した快適で住み良い生活環境整備を進めていく、それから地球環境に優しいまちづくりを目指していく等々が出ております。

それから3、まちづくりの方向性ですが、(1)として「各地域の核となる拠点づくりとネットワークの構築」ということで、広域拠点として、一関地域は、新市の顔となる一ノ関駅を中心として、高速交通それから広域道路網の結節点という優位性を活かしながら都市機能の充実を図って、新市全体、さらには岩手県南から宮城県北にかけての中東北地域をけん引する広域拠点の形成を進めます、ということ です。

地域拠点として花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、それから藤沢の各地域には、日常生活に関わりの深い行政サービスや身近な生活サービスが享受でき、地域コミュニティの核となる地域拠点の形成を進めます、ということ です。

ネットワークということ、新市の一体性の確立と地域内の、及びそれから地域間の交流・連携を促進するための交通や情報通信網の基盤整備などのネットワークの構築を進めていくというふうな内容です。

(2)ゾーニングによる機能分担と広域的視点からのまちづくりのイメージということで、ゾーニングをしております。

市街地ゾーンということ、新市の中心部に位置する、特に一関地域なんです、ここでは商工業施設、あるいは広域医療や高等教育機関などの都市機能が集積している市街地エリアを秩序ある計画的な市街地整備を進めていく、それから として水と緑の定住ゾーンということ、砂鉄川の流域に広がる地域ということ、大東、東山地域を想定しておるのですが、恵まれた水辺、森林環境、豊富な地域資源を活かし、農工商が一体となった産業振興により快適な生活環境の整備を進めます、ということ です。

の定住と交流ゾーンですが、国道 284 号に沿った所ということ、千厩、室根、川崎地域を想定しております。

ここでも農工商の一体的な振興と、地域資源を活かした交流活動の展開を図るとともに、水と緑の豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備ということでございます。

田園の定住ゾーンということ、金流川、黄海川の流域に広がるということ、花泉地域、それから藤沢町を想定したのですが、田園の景観に囲まれながら、大地の恵みと温暖な気候を活かした産業振興、あるいは豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備ということを進めていきます。

として自然共生ゾーンですが、栗駒山とその裾野に広がる地域ということ、自然景勝地や温泉、滞在型観光施設などを活かした交流の場、健康づくりや癒しの場としての活用を図っていくとしております。

17 ページですが、先ほどのまちづくりのゾーンのイメージ図でございます。

ご覧いただきたいと思っております。

それから(3)は土地利用の基本的な考え方ということ、将来的にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めていくということが出ております。

以上が1章から3章までの協議計画の内容となっております。

議長（勝部修・一関市長）：はい、ただいま事務局から説明させました。

非常に長い説明でボリュームもあるわけですが、今の説明の時点で何かご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、海野委員。

海野正之委員（一関市）：ここに一体感の醸成ということと、あと目標、基本目標として1つの情報が行き交う連携のまちづくりというようなことがあるんですが、やはりそのためには一般の方々、あるいは通学や通勤、あるいは買い物や通院というようなものの交通の足となる公共交通機関の確保というものが、私は重要であるというふうに思いますが、現在、藤沢町さんと一関市との間の公共交通機関の状況というものは、どのような状況になっているのかご説明いただきたいと思います。

議長（勝部修・一関市長）：では、事務局から説明させます。

村上和広幹事（一関市・企画振興部長）：分かる範囲内でのお答えでございますけれども、いずれ基本的には県交通のバスが今のところ唯一の足とっております。

千厩、それから藤沢を経由して花泉まで行く路線がありますし、今度は逆に、藤沢から千厩、川崎を通して一関に来る路線でしょうか、そういった形で県交通のバスが唯一のその公共交通なのかなと思っております。

あとは藤沢町内を走っている、町独自で走らせているバス等もあるというようなことでございます。

いずれこれは現在の一関市にとっても大きな課題でございますので、これは合併後に相対的な形で公共交通のあり方につきましては検討していく必要があるといった認識でございます。

議長（勝部修・一関市長）：はい、海野委員。

海野正之委員（一関市）：それでは次回、あるいは分かった段階で結構でございますので、現在の公共交通機関の状況、本数ですね、便、本数はどのような状況になっているのかというようなことを後でお知らせいただきたいと思います。

議長（勝部修・一関市長）：はい、分かりました。

では次回までに資料を準備させたいと思います。

その他ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（勝部修・一関市長）：はい、それでは新市基本計画の第1章から第3章までについては、次回の協議会で協議を行います。

計画の決定・表決につきましては、財政計画を含めた全ての計画が提案された後にまとめて行いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは次に次第の4番に移ります。

その他でございます。

皆さま方の方から何かございましたらお願いしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝部修・一関市長）：はい、それではなしということでございますので、事務局からは何かございますか。

事務局次長：それでは事務局からでございますが、次回第9回の協議会の日程でございますが、8月9日月曜日午後1時からを予定してございます。

なお、後ほどご通知申し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（勝部修・一関市長）：それではこれをもちまして本日の次第の一切を終了いたします。

会議の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

事務局次長：以上をもちまして、第8回一関市・藤沢町合併協議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

（閉会 午後3時07分）